

## 指定介護予防短期入所生活介護（従来型）

### 特別養護老人ホームケアプラザたまアネックス

#### 【重要事項説明書】

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(東京都指定 第1375001458号)

当事業所は利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

#### ◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・ 5
5. 個人情報の取り扱いと守秘義務・・・・・・・・・・・・・・ 7
6. サービス提供中における事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・ 8
7. 非常災害対策について・・・・・・・・・・・・・・ 9
8. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・ 9
9. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項・・・・・・・・・・・・ 9

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 蓬萊会  
(2) 法人所在地 徳島県阿波市阿波町北整理1番地1  
(3) 電話番号 0883-35-6085  
(4) 代表者氏名 理事長 大塚 忠廣  
(5) 設立年月 昭和54年10月22日

## 2. ご利用施設の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護  
※当事業所は「特別養護老人ホームケアプラザたまアネックス」に併設されています。

敷地	8344.29㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建て
	延べ床面積	7724.63㎡
居室数	施設入居 従来型 30室、短期入所 従来型個室 2室	

- (2) 事業所の目的 指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、利用者様が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者様に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム ケアプラザたまアネックス
- (4) 事業所の所在地 東京都多摩市永山三丁目12番地2
- (5) 電話番号 042-313-7518
- (6) 施設長氏名 中 東 正 光
- (7) 当施設の運営方針
- 1 施設は、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況、利用者の心身の状況を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。
  - 2 施設は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
  - 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
  - 4 施設の職員は、知識・技術・接遇等の研修を行い資質向上に努める。
- (8) 開設年月日 平成26年3月1日
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休		
受付時間	月～金	9時～18時	土・日・祝日 9時～18時

- (10) 利用定員 2人

(11) 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

利用される居室は、全て個室となっております。特別養護老人ホームに併設しております。

居室につきましては、利用者様の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に添えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
従来型個室	2室	
合 計	2室	

※上記は、東京都が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者様に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者様の心身の状況、他の利用者様の心身状態の急変等により居室を変更する場合があります。その際には、利用者様やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算後の人員	指定基準	保有資格
		常 勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者 (施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。)	1		1			1	1以上(常勤)	社会福祉施設長資格認定講習課程修了
医師 (利用者様の健康管理及び療養指導を行います)	2					0.2	必要数(嘱託医)	医師免許
生活相談員 (利用者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います)	1		1			1	1以上(常勤)	介護福祉士等

介護職員 (利用者様の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います)	9以上		9以上(常勤非常勤合わせて)			9以上	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上。	介護福祉士等
看護職員 (利用者様の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助も行います)	2以上		2以上(常勤非常勤合わせて)			2以上	1人以上(常勤) 入居者様50以内… 常勤換算方法で2以上	看護師免許 准看護師免許
管理栄養士 (利用者様の栄養や身体の状況・嗜好を考慮した献立及び調理指導を行います)	1		1			1	1以上	管理栄養士免許
機能訓練指導員 (機能訓練を担当します)	1		1			1	1以上(常勤)	理学療法士、 作業療法士、 言語聴覚士、 看護職員、柔道整復師又は あん摩マッサージ指圧師
介護支援専門員 (施設サービス計画<ケアプラン>を作成します)	1		1			1	1以上(常勤)	介護支援専門員

\* 生活相談員、介護職員、管理栄養士、医師、機能訓練指導員、介護支援専門員は、特別養護老人ホームと併設(介護予防)短期入所生活介護サービスとの合算数。

### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者、生活相談員等	日勤 09:00～18:00
2. 介護職員	早番 06:50～15:50 日勤 08:00～17:00 遅番 13:00～22:00 夜間 21:55～06:55
3. 看護職員	日勤 08:30～19:00
4. 機能訓練指導員	日勤 09:00～18:00

## 4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額を利用者様に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

#### ①食事、栄養管理

- ・当施設では、管理栄養士の管理する献立表により、栄養並びに利用者様の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者様の自立支援のため離床して共同生活室にて食事を摂っていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食： 午前 8:00～

昼食： 午後 0:00～

夕食： 午後 6:00～

#### ②入浴

- ・利用者様の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により利用者様に入浴の機会を提供いたします。ただし、やむを得ない場合には清拭を行います。

#### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持又はその減退の予防に努めます。

#### ⑤健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

#### ⑥夜間緊急時の対応について

- ・看護職員が夜間等、看護職員不在の時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応します。

## ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します

- \* 介護報酬の改定に伴う基準に該当した場合には、加算項目が追加されます。
- \* 介護報酬の改定における基準については、サービスの向上の上からも適合するよう施設では努めております。その都度、変更等についてはご連絡いたします。
- \* 介護保険法からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者様の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象外となるサービス

### ①食費

### ②滞在費

### ③特別な食事（行事食）

当施設では、食を楽しむことを目的とした行事食（お誕生会会食など）を実施しております。その際、行事食の提供をいたします。（月に3回程度）

利用料金：実費相当額

### ④理髪・美容

理容師・美容師の出張による理髪・美容サービスを実施する場合は、自己負担にてご利用いただけます。

利用料金：実費相当額

### ⑤レクリエーション、教養娯楽、クラブ活動

利用者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### i) 主なレクリエーション行事

月に1回程度のレクリエーション、行事等を予定しています。

その他、歌や踊り等の各種演芸会等を計画します。

#### ii) クラブ活動

利用料：内容に伴い材料代等の実費相当額をいただきます。

### ⑥複写物の交付

利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

### ⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者様の日常生活に要する費用で利用者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### ○個別電気製品電気代

別添：料金表によります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

### (3) 利用料金

利用料金については、別添：利用料金表によります。

### (4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後、ご利用期間分の合計金額をご利用月末に精算し、自動引落の方法でお支払いいただきます。

### (5) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、利用者様の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者様に提示して協議します。

○利用者様がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 個人情報の取り扱いと守秘義務

事業者及びサービス従事者は、関係法令に基づいて、利用者様の記録や情報を適切に管理し、利用者様の求めに応じてその内容を開示します。サービスの提供にあたって、知り得た利用者様または身元保証人様に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。ただし、利用者様に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者様に関する心身等の情報を提供します。

その他、サービス利用者様に対して提供する介護予防サービスがより妥当適切なものとなるよう、指定介護予防短期入所生活介護サービスの契約期間中に限り、利用者様の個人情報をサービス担当者会議等において用いることがあります。

個人情報の利用目的としては、以下のものがあります。

#### 【利用者への介護予防サービスの提供に必要な利用目的】

##### 1. 施設内部での利用目的

###### ①施設が利用者様等に提供する介護予防サービス

- ・利用者様に関わる介護予防サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ・利用者様が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・上記各項に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

###### ②介護保険事務

③介護予防サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・入退所等の管理
- ・会計、経理
- ・介護事故、緊急時等の報告
- ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護予防サービス事業者等への情報提供を伴う利用目的

①施設が利用者様等に提供する介護予防サービスのうち

- ・介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ・医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護予防サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ・利用者様に介護予防サービスを提供する他の介護予防サービス事業者や介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者様の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

- ・保険事務への委託（一部委託含む）
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保検者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護予防サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・施設等において行われる学生等への実習への協力
- ・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①施設の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

## 6. サービス提供中における事故発生時の対応

事業者は、利用者様に対するサービスの実施にともなって事故が発生した場合は、速やかに身元保証人及び関係者(当該保険者及び担当介護予防支援事業者)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者は、自己の責に帰すべき事由により利用者様又は身元保証人様に生じた損害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

ただし、利用者様又は身元保証人様に過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

## 7. 非常災害への対応

事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。昼間及び夜間（想定含む）に避難訓練等を年2回以上実施します。



## 8. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当） 生活相談員
- 連絡先 電話番号 042-313-7518  
FAX 042-313-7524
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
- 御意見箱苦情受付のための「ご意見箱」を玄関正面に設置しております。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

多摩市オンブズマン事務局	所在地：〒252-0236 東京都多摩市関戸 6-12-1 電話番号 042-338-6809
東京都国民健康保険団体連 合会 介護相談指導課	所在地：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1-11 階 電話番号 03-6238-0177
東京都社会福祉協議会 福 祉サービス運営適正化委員 会	所在地：〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1 電話番号 03-3268-7171

## 9. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

来訪・面会	○来訪者は、面会時間を遵守してください。 なお、来訪される場合、お餅や飴等の食べ物の持ち込みについては、職員に一度ご相談下さい。面会時間(9:00～20:00)。
施設・設備の使用上の注意	○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚した場合には、利用者様に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○当施設の職員や他の利用者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙・飲酒	○施設内での喫煙はできません。 ○飲酒につきましては、ご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

所持品及び現金等の管理	○所持品については、紛失予防のため、全てのものに氏名を記載して下さい。 ○居室内での現金・貴重品の管理については、個人の責任において行って下さい。紛失の場合、当施設では責任を負いかねます。 ○居室外での貴重品の管理については職員にご相談下さい。
-------------	--

※この重要事項説明書は、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に基準に関する条例」（東京都条例112号 第135条）（平成24年10月11日）の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(予防) 短期入所生活介護 ケアプラザたまたアネックス 料金表					
①料金目安					
1 割負担の方の施設利用料目安					(単位:円)
介護度	段階	サービス費	居住費	食費(おやつ込)	1日当たり
要支援1	1	491	380	300	1,171
	2		480	600	1,571
	3-1		880	1,000	2,371
	3-2		880	1,300	2,671
	4		1,600	1,790	3,881
要支援2	1	611	380	300	1,291
	2		480	600	1,691
	3-1		880	1,000	2,491
	3-2		880	1,300	2,791
	4		1,600	1,790	4,001
要介護1	1	656	380	300	1,336
	2		480	600	1,736
	3-1		880	1,000	2,536
	3-2		880	1,300	2,836
	4		1,600	1,790	4,046
要介護2	1	732	380	300	1,412
	2		480	600	1,812
	3-1		880	1,000	2,612
	3-2		880	1,300	2,912
	4		1,600	1,790	4,122
要介護3	1	811	380	300	1,491
	2		480	600	1,891
	3-1		880	1,000	2,691
	3-2		880	1,300	2,991
	4		1,600	1,790	4,201
要介護4	1	887	380	300	1,567
	2		480	600	1,967
	3-1		880	1,000	2,767
	3-2		880	1,300	3,067
	4		1,600	1,790	4,277
要介護5	1	962	380	300	1,642
	2		480	600	2,042
	3-1		880	1,000	2,842
	3-2		880	1,300	3,142
	4		1,600	1,790	4,352
※段階は介護保険負担限度額認定による(段階"3-2"は令和3年8月分からの適用)					
2 割負担の方の施設利用料目安					(単位:円)
介護度	段階	サービス費	居住費	食費(おやつ込)	1日当たり
要支援1	4	982	1,600	1,790	4,372
要支援2	4	1,221			4,611
要介護1	4	1,313			4,703
要介護2	4	1,463			4,853
要介護3	4	1,622			5,012
要介護4	4	1,774			5,164
要介護5	4	1,924			5,314
3 割負担の方の施設利用料目安					(単位:円)
介護度	段階	サービス費	居住費	食費(おやつ込)	1日当たり
要支援1	4	1,472	1,600	1,790	4,862
要支援2	4	1,832			5,222
要介護1	4	1,969			5,359
要介護2	4	2,194			5,584
要介護3	4	2,432			5,822
要介護4	4	2,661			6,051
要介護5	4	2,886			6,276
※サービス費は、新型コロナウイルス感染対策費用として令和3年9月30日分まで記載の金額より0.1%上乗せされます(1~3割共通)					
加算項目(一日当たりの自己負担)					(単位:円)
項目	日額				
	1割	2割	3割		
送迎加算	201	401	600		
個別機能訓練加算	13	26	39		
サービス提供体制加算Ⅱ	20	39	59		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	算定単位の14.0%				
電気代					
1つのコンセントを使用ごとに1日あたり10円徴収させていただきます。					
レンタルテレビ 一日200円 ※数に限りがございます。ご希望の際は担当者へお問い合わせください。					